緊急自動車·道路維持作業用自動車 指定·届出確認事務手順

緊急自動車(赤色回転灯)、道路維持作業用自動車(黄色回転灯)の指定・届出を受けるには交通規制課で事前審査を受けた後、※指定等の申請をする必要があります。

指定•届出

緊

急

自

動

車

届出





- 消防機関等が使用する特別の構造を有する消防用自動車
- 国、県、市町村、医療機関等が使用する 特別の構造を有する救急用緊急自動車

指定

- 消防機関が使用する構造が特別でない 消防用緊急自動車
- ・ 公益事業者が使用する応急作業に用い る緊急自動車
- 道路管理者が使用する路上障害物排除 等の応急作業に用いる緊急自動車 等

| 届出

道 路

維

持

作

業

用

自

動

重

・ 道路を維持・修繕し、又は道路標示を設置するため必要な特別の構造又は装置を 有する自動車

(モータ・スイーパ、散水車、側溝清掃車、は しご車、除雪車、ラインマーカー等)

指定



・ 道路の管理者が道路の損傷個所を発見 するために使用する黄色ボディ白ライン入 りの自動車

手続き手順

届出

緊急自動車

指定

道路維持作業用自動車

届出

指定

交通規制課(事前審査 即日交付)

岡山運輸支局(登録),軽自動車検査協会(届出)

※ <u>警察署</u> (届出申請受理) ※ <u>警察署·交通規制課(指定·届出申請受理</u>)

届出確認書交付 (即日)

指定書•届出確認書交付

必要書類

事前審査

※すべて2部ずつ

- 事前審査表
- 申請自動車の三面図、もしくは写真
- その他必要と認められる書類
- (道路管理者との委託契約が必要な場合、その契約書等)
- ※ 図面、写真は実際の架装状態のものを持参してください。

指定•届出申請

※警察署に申請 →2部ずつ 交通規制課に申請

- · 指定·届出申請書
- 自動車車検証記録事項が記載された書面
- ・ 自動車の写真(前面、側面、後面から写したもの)
- ※ 写真はナンバープレートを取り付けるとともに実際の架装状態で撮影してください。
- 道路維持作業用自動車の指定申請の場合、申請者は道路管理者になり、届出の場合の届出者は届出に係る 車両の使用者となります。
- 〇 いずれの申請も、自動車販売業者名を記載することはできません。